

野田市虐待防止条例検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

## 野田市告示第62号

### 野田市虐待防止条例検討委員会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 野田市におけるあらゆる虐待を防止するための指針を定める(仮称)野田市虐待防止条例(以下「条例」という。)の制定のために必要な協議を行うため、野田市虐待防止条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、条例の制定のために必要な協議を行うものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 野田市児童福祉審議会を代表する者 2人以内
- (2) 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会を代表する者  
2人以内
- (3) 野田市障がい者基本計画推進協議会を代表する者 2人以内
- (4) 野田市要保護児童対策地域協議会代表者会議を代表する者 2人以内
- (5) 副市長

#### (任期)

第5条 委員の任期は、条例の制定のために必要な協議の終了をもって終了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職により任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

#### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第5号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を

代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康子ども部子ども家庭総合支援課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。